

郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第47号

郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年郡山市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償） 第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第5条の3第1項の規定により市長が定める額（以下この条において単に「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額）に満たないときは当該満たない額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。 （葬祭補償の額） 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	（給与その他の収入の一部を受けない場合における休業補償） 第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務の全部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額の100分の60に相当する額に満たないときは当該満たない額に相当する額、勤務その他の業務の一部について従事することができない場合において職員の受ける給与その他の収入の額が補償基礎額（当該療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第5条の3第1項の規定により市長が定める額（以下この条において単に「最高限度額」という。）を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額）に満たないときは当該満たない額（当該療養の開始1年6月を経過している場合において、当該満たない額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額）の100分の60に相当する額を休業補償として支給する。 （葬祭補償の額） 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>305,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。